



# 富田 たく



日本共産党杉並区議団控室 電話：3312-2111(2319) FAX：3312-2610  
ホームページ：http://www.tomitaku.jp  
メール：info@tomitaku.jp ツイッター：@tomita\_taku

## 杉並区議会第4回定例会で一般質問

# 児童館廃止の問題点を追及！



本会議で一般質問に立つ私・富田たく

11月21日に行われた杉並区議会・本会議において私・富田たくは一般質問に立ち、区が進める児童館廃止の問題点について質疑を行いました。

### 子ども達の居場所

### 児童館を守れ！

杉並区は現在、児童館全館廃止する内容を盛り込んだ「区立施設再編整備計画」を進めています。この計画により今年度までの5年間で3館が廃止され、来年度からの3年間で9館の児童館が廃止されます。

私・富田たくは児童館が担ってきた小学生の居場所機能、乳幼児親子の居場所機能などの重要な役割が、児童館廃止により後退することにつながるとして、様々な問題点を指摘しつつ児童館廃止方針の撤回を迫りました。

## 児童館の機能拡充から

### 全館廃止へ方針転換

杉並区は2006年に学識経験者などで構成する「児童館等のあり方検討会」を設置し、児童館の在り方について検討を行い、今後の方針を示した報告書を発行しています。

その報告書では学童クラブの登録者の増加のため一般来館児童のスペースが減少していることを課題だと指摘しつつ、「児童館」に特色ある運営を推進していくことが必要、「1小学校区に1児童館がある利点を生かし、今後さらさらその機能を強化していく必要がある」等の方向性を示しています。

区の児童館行政は、この方針にそって児童館機能の拡充を進めてきましたが、再編整備計画で180度方針転換してしまいました。

### ひとつの小学校区に

### ひとつの児童館がある利点

再編整備計画で方針を転換した区に対し、「1小学校区に1児童館がある利点」をどう認識し、どのよう<sup>に</sup>生かしてきたのかを問いたしました。

区は「その時点で現に存在する児童館を前提に一生懸命児童の健全育成に取り組み」ということ、当時の問題点を踏まえて再編整備で現実的な方向性を進めよう」と答弁。

(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

地域ごとに設置された児童館の利点については全く説明ができていません。

歩いて行ける距離に子ども達の居場所を作りたいという住民運動のなかで、児童館は設置されてきました。

ベビーカーを押して通える距離、小学生の足でも通える距離に細かく設置されているからこそ居場所としての機能が発揮されます。

また子育てネットワークの拠点として地域ごとに設置されていることは、子育て支援としても重要です。

### 【杉並区立児童青少年センター及び児童館条例】

児童館が行う事業は、次の7項目と規定されている

1. 児童の福祉活動に関すること。
2. 児童の科学への興味及び知識の普及向上に関すること。
3. 図書の見学及び絵画等の展示に関すること。
4. 各種講座の開設及びクラブ活動の指導奨励に関すること。
5. 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援に関すること。
6. 健全な遊びを通して、児童の集団的及び個別的な指導に関すること。
7. 児童に係る総合相談及び地域における子育て支援の組織化に関すること。

### 【児童福祉法・第40条（目的）】

児童厚生施設（児童館）は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

### 【児童館の最低基準】

- 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。
- 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
- 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

e t c

こうした「利点」に目を背け保護者や児童生徒の声を聞かずに、全館廃止を強行することは許されません。

## 児童福祉法・条例の面

## でも機能は削減・縮小

更に質疑では、小学生の居場所として実施される「放課後等居場所事業」では、児童福祉法上の「最低基準」(右記)、杉並区の児童館条例の事業内容(上記)が適用されなくなるため、児童館機能は維持継承できずに削減・縮小されると指摘。

区は「それぞれの言葉の表現はとも

かへつて、その精神・事業の内容としては引継ぎを承継していると考えている」と、あいまいな答弁しかできず、質疑で指摘された問題点について否定できませんでした。

## 図書は2000冊から

## たった100冊へ削減

質疑では、児童館内の図書室に1500～2400冊の図書があり、常時閲覧できる状況なのに対し、既に実施されている地域の「放課後等居場所事業」では、100冊程度の図書しかない状況を紹介し、**図書の閲覧という機能に** **おいても継承できていないこと**を指摘しました。

区は「図書について小学校内の貸し出し図書を入れ替えて児童の閲覧に対応している」と答弁。実際に機能が縮小していることを否定できませんでした。

## 児童館の存続を！

質疑では他に、児童館廃止に伴う「幼児親子の居場所の減少」、「不登校児童などの居場所の喪失」、「児童クラブ統廃合問題」、「児童クラブの民間委託問題」などを取り上げ、児童館廃止方針の撤回を求めました。

今後福祉削減の区政を転換するため全力を尽くします。

\*区の答弁は要旨をまとめたものです。答弁全文は後日発行される議事録で確認できます。

日本共産党発行

大手マスコミが伝えない  
政治の真実を伝える!



日刊 ●月 3,497円  
日曜版 ●月 823円

【ご購入の連絡先】

◇日本共産党 杉並地区委員会

TEL : 3314-5551

FAX : 3318-1492

なんでもご相談ください!

税金や国保、年金など、  
区政・生活についてのご相談をお受けしています。  
家族や友人に言えないことでも、お気軽にご連絡ください。

トミタメール: info@tomitaku.jp